
小規模な診療所における無窓の居室の取扱いについて

平成13年秋期部会

小規模な診療所における無窓の居室の取扱いについて

小規模な診療所のレントゲン室等で継続的な利用形態にならないものは、居室として取り扱わないものとする。(入院施設のあるような病院や検査専門の施設で継続的に使用されるものは除く。)

居室とならない部屋は法第35条の3の規定は、適用しない。